

## 15. 広島県病害虫防除基準を改訂（水稲・野菜・花き・特用作物）

### 1. 背景とねらい

新規農薬は公的研究機関で、防除効果・安全性・使用方法及び地域適応性等が試験されており、その結果は、農薬登録認可の基礎資料として不可欠である。農業技術センターでは農薬散布作業の省力化や、難防除病害虫に対する有効な薬剤及び臭化メチル代替剤の検索等に主眼を置き、各種の試験を分担、実施している。これまでの試験成績等に基づいて、関係機関と協議し、平成18年度広島県病害虫防除基準を改訂した。

### 2. 成果の内容

病害虫防除基準に新規に採用した項目は合計548件、削除した項目は合計92件で（表1）、主な改正点は次のとおりである。

- 1) 全般：適用病害虫の追加，使用時期や方法，使用量の変更等が行われた剤が多く，該当部分の追記，修正，変更を行った。
- 2) 野菜：H17年度野菜振興推進計画掲載品目に沿って採用作目を整理し，生産量の少ない作目を削除した。また，野菜類，グループ化作目で登録拡大された剤は積極的に採用した。
- 3) 花：花き類・観葉植物で登録拡大された剤は積極的に採用し防除の効率化を図った。

### 3. 普及上の留意点

- 1) 新規採用農薬の使用に当たっては、「平成18年度広島県病害虫防除基準・除草剤使用基準」によるとともに，詳細は農業技術センターまたは病害虫防除所へ問い合わせる。
- 2) 平成17年11月末現在の登録内容であるため，使用にあたっては最新の農薬登録内容等を再確認する。
- 3) 農薬の成分ごとに定められた総使用回数は未記載のため，使用に当たっては総使用回数を再度確認する。
- 4) 平成18年5月29日からポジティブリスト制が導入される。薬剤散布時にはこれまで以上に農薬の飛散に注意し，他作物へ影響の無いよう剤の選定や散布法に気をつける（表2）。

（環境制御研究部）

#### 4. 具体的データ

表1 平成18年度病害虫防除基準登載農薬の改正件数

作物の種類	新規採用・変更農薬			削除農薬		
	殺菌剤	殺虫剤	合計	殺菌剤	殺虫剤	合計
水 稲	46	39	85	8	5	13
麦・豆類	17	26	43	1	2	3
野 菜	78	275	353	24	44	68
花 き	4	54	58	5	2	7
特用作物	4	5	9	0	1	1
(合計)	149	399	548	38	54	92

表2 農薬を散布するときにはこれまで以上に気をつけましょう

<p><b>農薬散布時に守りたいこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう ⇒散布は必要最小限の量と区域で行うようにしましょう</li> <li>◎風の弱いときに風向に気をつけて散布しましょう ⇒風下に別の作物があるときは特に注意が必要です</li> <li>◎散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう ⇒出来るだけ作物の近くから、作物だけにかかるよう散布しましょう ⇒圃場の端部での散布は外側から内側に向けて行うようにしましょう</li> <li>◎細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにしましょう ⇒粒子が細かいほど、圧力を高めるほど飛散しやすくなります</li> <li>◎タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗っておきましょう</li> </ul>
<p><b>こんな対策も有効</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎周りの作物に登録のある農薬を使用する</li> <li>◎飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する</li> <li>◎境界区域では農薬を散布しない</li> <li>◎まわりの作物をネットやシートなどで遮蔽したり一時的に覆う</li> </ul>
<p>飛散を出来るだけ減らすように工夫して散布しましょう また、農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう</p>

（農林水産省消費・安全局植物防疫課資料より抜粋）